

3. 避難区域等に関する Q&A

QA16 区域の運用について教えてください

区域見直しによって再編される新たな避難指示区域（「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」）においては、線量に応じて行える活動の範囲が異なり、帰還できる環境整備を段階的に進めていきます。

1. 避難指示解除準備区域（年間 20 ミリシーベルト以下）

除染、インフラ復旧、雇用対策など復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の皆さまの一日でも早い生活再建を目指します。

2. 居住制限区域（年間 20 ミリシーベルト超）

- （1） 将来的に住民の皆さまが帰還し、コミュニティを再建できる環境を整備するため、除染やインフラ復旧などを計画的に実施します。
- （2） 居住制限区域について、年間積算線量が 20 ミリシーベルト以下であることが事実であることが確認された場合には、避難指示解除準備区域に移行します。

3. 帰還困難区域（5 年間を経過してもなお、年間積算線量が 20 ミリシーベルトを下回らないおそれ（平成 24 年 3 月末時点で年間 50 ミリシーベルト超））

- （1） 長期化する避難生活や生活再建のあり方、自治体機能の維持などについて、国として責任を持って対応していきます。なお、この区域は、少なくとも 5 年間は見直しをせず、居住を制限することを原則とし、区域の境界にはバリケードを設置することとしています。
- （2） 帰還困難区域について、将来にわたって居住を制限することを原則とし、少なくとも 5 年間は固定することとしています。

※：避難指示の解除は、線量の状況、除染やインフラ復旧など様々な課題を踏まえ、関係者の方々との協議を経て実施することとしています。

避難指示解除準備区域においてできる活動【概要】

- ① 主要道路における通過交通
- ② 住民の方の一時帰宅（住民による自宅などの片付けや修繕含む。ただし、宿泊は禁止）
- ③ 公益目的の立入り（除染、防災・防犯、公的インフラの復旧、農地の保全管理など）
- ④ 復旧・復興に不可欠な事業の再開（金融機関、廃棄物処理、ガソリンスタンドなど）
- ⑤ 居住者を対象としない事業の再開（製造業など）
- ⑥ 営農・営林の再開
- ⑦ 上記の諸活動に付随する事業の実施のための立入り（事業者による復旧・復興に向けた

資機材の保守・修繕や荷物の運搬、住居等の修繕工事など)

⑧ その他市町村長が復旧・復興に不可欠だと認める事業の再開

(※) 病院、福祉・介護施設、飲食業、小売業、サービス業など居住者を対象とした事業については、事業再開に向けた準備作業のみ可能。

(※) 一時的な立入りの際には、スクリーニングや線量管理など放射線リスクを軽減する放射線防護措置は原則不要。

居住制限区域においてできる活動【概要】

① 主要道路における通過交通

② 住民の方の一時的な帰宅（住民による自宅などの片付けや修繕含む。ただし、宿泊は禁止）

③ 公益を目的とした立入り（除染、防災・防犯、防災上不可欠な施設や基幹道路等の復旧、農地の保全管理など）

④ 例外的に認められる復旧・復興に不可欠な事業及び居住者を対象としない事業の再開（金融機関、廃棄物処理、ガソリンスタンド、製造業などについては、市町村長及び原子力被災者生活支援チームの判断のもとで事業再開が可能）

⑤ 上記の諸活動に付随する事業の実施のための立入り（事業者による復旧・復興に向けた資機材の保守・修繕や荷物の運搬、住居等の修繕工事など）

(※) 一時的な立入りの際には、スクリーニングや線量管理など放射線リスクを軽減する放射線防護措置は原則不要。

帰還困難区域においてできる活動【概要】

帰還困難区域の放射線量は非常に高いレベルにあることから、区域境界において、バリエードなど物理的な防護措置を実施し、住民の方に対して避難の徹底を求めています。

その場合でも、例外的に、可能な限り住民の方の意向に配慮した形で一時立入りを実施していきます（その際、警戒区域の一時立入りと同様、引越業者や住居等の修繕業者を帯同することも可能となります。）。)

(※) 一時立入りを実施する場合には、スクリーニングを確実に実施し、個人線量管理や防護装備の着用が必要。

※：消防・警察は区域の防災・防犯のため、各区域で活動を行っております。

<<留意事項>>

(注1)

区域内において、放射性物質の除染等作業及び廃棄物の処理等を実施する事業者の方は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号）などが適用されます。

なお、生活基盤の復旧作業等を実施する事業者は、特定汚染土壌等取扱業務（1万ベクレル/kg超の汚染土壌等を取り扱う業務）や特定線量下業務（2.5マイクロシーベルト/時超の場所における業務）を実施する場合、厚生労働省の「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」や「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」のうち、線量管理等の必要な事項を実施する必要があります。

（注2）

同区域内における営農・営林については、稲の作付け制限等の国の指示を守るとともに、除染の動向などにも留意してください。

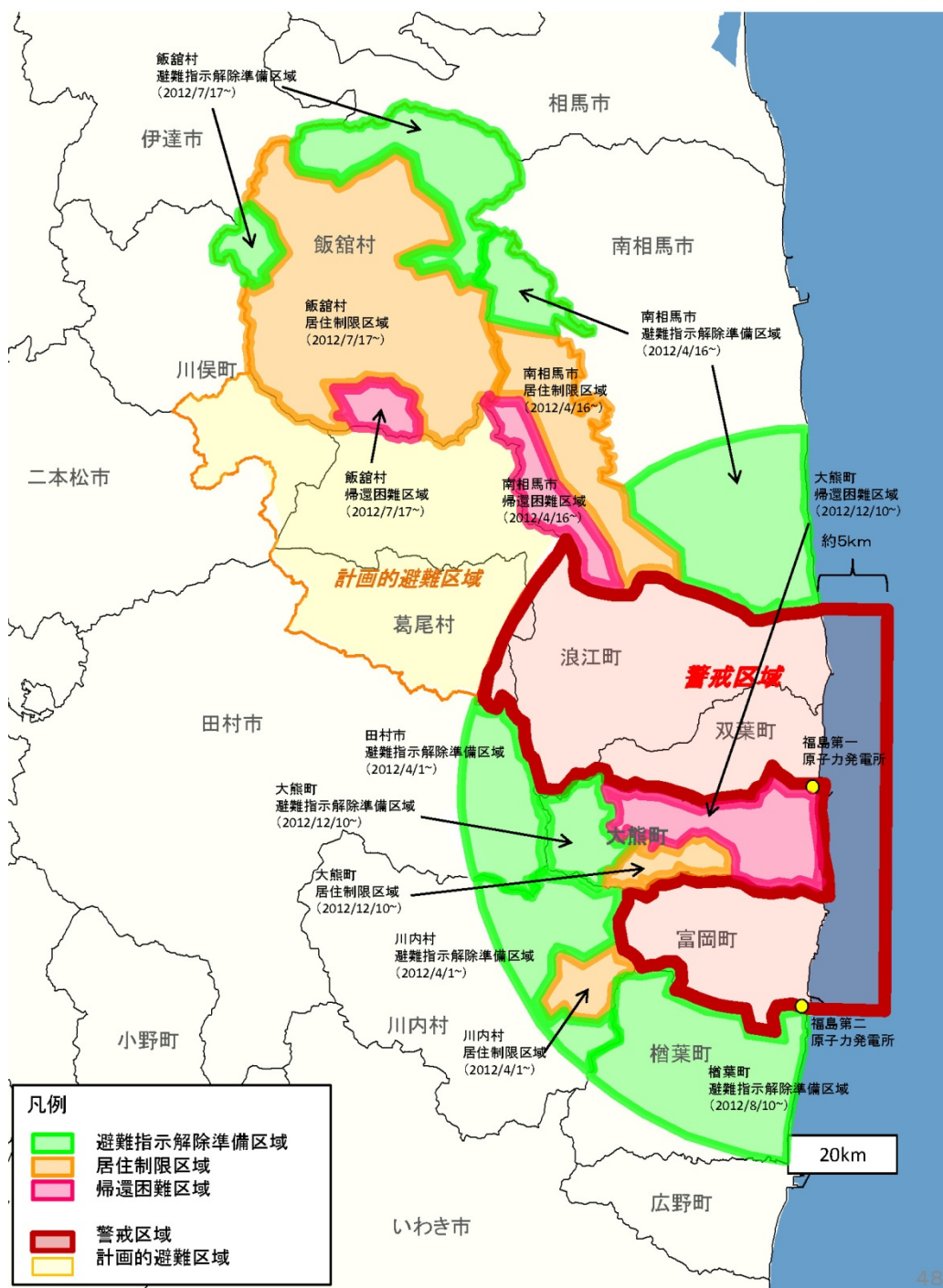
※：経済産業省「避難指示区域内にご自宅・事業所のある皆様へ」

http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/20120514_01a.pdf

※：経済産業省「居住制限区域における例外的な事業継続・再開の運用について」

避難指示区域と警戒区域の概念図

平成24年11月30日現在



出典：復興庁「避難住民説明会等で行く出る放射線リスクに関する質問・回答集」より作成

出典の公開日：2012年12月25日

本資料への収録日：2013年1月16日